

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和7年6月16日

○出席委員（11名）

委員長	濱口正久	副委員長	山本欽久
委員	倉田正義	委員	五十嵐ちひろ
委員	世古雅人	委員	瀬崎伸一
委員	南川則之	委員	木下順一
委員	坂倉広子	委員	尾崎幹
委員	世古安秀		
議長	河村孝		

○欠席委員（1名）

委員	戸上健
----	-----

○付託議案

- 請願第 1 号 離島架橋の早期実現を求める請願
- 議案第 4 号 鳥羽市学校設置条例の一部改正について
- 議案第 5 号 財産の取得について
- 議案第 6 号 財産の取得について
- 議案第 7 号 鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について
- 議案第 8 号 志摩広域行政組合の共同処理する事務の変更及び志摩広域行政組合同規約の変更に関する協議について
- 議案第 9 号 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第 10 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○出席説明者

- ・岡本企画財政課長、斎藤副参事、浜崎課長補佐
- ・勢力選挙管理委員会書記長、栗原書記次長、中村主査
- ・奥村健康福祉課長、田畑課長補佐、今井係長
- ・世古消防長、平井係長
- ・岩本教育長
- ・山本教委総務課長、寺本課長補佐、天田係長
- ・小林学校教育課長、家田課長補佐

○出席参考人

- ・ 斎藤鳥羽市自治会連合会会長、西川副会長、勢力副会長、木下会計

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村 なぎさ  
書 記

(午前10時00分 再開)

○濱口正久委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

戸上 健委員より欠席の連絡がありましたので、ご承知おきください。

議事に入る前に、正副委員長より一言ご挨拶申し上げます。

このたびの役員選挙において行政常任委員長の大役を拝命することになりました。

行政常任委員会では、条例の制定や契約事項の審査など重要な案件並びに行政調査を行う重要な委員会というふうに考えておりますので、今後皆さんのご協力を願うようお願いいたします。

これからは私、濱口正久が当委員会の委員長、そして山本欽久委員が副委員長として務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第4号、鳥羽市学校設置条例の一部改正についてから、請願第1号、離島架橋の早期実現を求める請願までの議案7件と請願1件であります。

これより付託議案の審査に入ります。

なお、議事の都合上、請願第1号の審査から先に行います。

この際、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

当委員会に付託されました請願第1号の1件について、本日請願者である鳥羽市自治会連合会会長の齋藤陽二氏、同副会長の西川豊幸氏、同副会長の勢力吉男氏、同会計の木下房美氏を参考人として出席を求め、意見を聞きたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○濱口正久委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、そのように手続を進め、出席していただきますので、しばらくお待ちください。

(参考人入室)

○濱口正久委員長 本日は、参考人として請願者である鳥羽市自治会連合会会長の齋藤陽二氏、同副会長の西川豊幸氏、同副会長の勢力吉男氏、同会計の木下房美氏の出席を得ております。

これより審査の方法を申し上げます。

まず、参考人より補足がありましたら述べていただき、委員よりご質疑がある場合は参考人よりお答えいただくようお願いいたします。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て挙手の上、発言し、また委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、ご了承願います。

請願第1号の内容については、既に本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略させていただきます。

それでは、齋藤参考人より補足等のご意見をいただきたいと思っております。今までの至った経緯であるとか、請願のどういう議論がされたかということを中心にお願いたしたいと思っております。

斎藤会長。

○斎藤参考人 皆さん、おはようございます。

本日は、鳥羽市自治会連合会の請願について、私たちの思いを聞いていただく機会をこのようにしてつくっていただいたこと、大変厚くお礼を申し上げます。また、日頃は鳥羽市民のために議会運営、大変ご苦労さまでございます。

この離島架橋を請願させていただく、このことに至った私たちの思いというものをぜひとも皆さん方にもご理解いただきたいというふうに思っています。本土と離島では地理的条件が違うんですから、それによる様々な格差というものは起こり得ます。私は今日ここへ来るのに自家用車で10分弱で来ました。ほかの副会長は、勢力副会長は徒歩で来ました。木下さんは車です。西川副会長は定期船で五百数十円使って来ます。そして、駐車場を月極で借りなければなりません。そうしたことはあり得ることです。ただ、事はそうした経済的な差というようなことだけではなくて、橋が通っていない、道路が通っていないということによって命の格差にまでつながるということをぜひとも皆さん方にはご理解いただいて、そしてこの請願にご賛同いただき、そしてさらに県・国へと思いを届けていただく、そうした一助になっていただきたいというふうに思っています。

残念ながら、昨年尊い3名の方がお亡くなりになりました。これは、夜行くことが困難だということが分かっている中でも、しかしその暗い海を渡らないことには思いが伝わらない、そういうことがあって島民は夜でも行きます。病気を救いたい。だから行きます。あるいは、身内が病院へ入院しとって危ない、そういうときに最期をみとりたい、そんな思いが当然起こります。それが橋さえあれば、そのことを命の危険を犯してまでも行く必要はないわけです。それをこれまで何度も様々な形で請願もされてきたり、運動としてもありましたけれども、しかし本当にあの3名の方々の犠牲というものを私たちは無にすることはならないという思いで、この請願を上げさせていただいた。

特に、もう一点申し上げたいのは、鳥羽市自治会連合会としてこうした4離島、あるいは今回の場合は答志島という形で限定していますが、自治会連合会は地域のために全体の組織として必要であるならば、それは私はこうした問題を取り上げて、そして全体で取り組んでいく、そういうことのための組織でもあるというふうに思っておりますので、今回こういう形で請願を出させていただきました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

ほかに補足等あれば、せっかく来ていただいていますので、副会長のほうからももしよろしければ。

西川副会長。

○西川参考人 答志島に住む一人の人間として少しお話をさせてください。

私は答志島で生まれ、今年で71歳。5月28日に満71歳になったばかりです。高校は伊勢に下宿をしておりましたので、高校3年間、鳥羽の高校に通うよりは衣食住、生活費がそれだけかかったんです。それから大学のときはもう東京に行っておりましたので、それは鳥羽の本土の方が同じように東京に大学に行くのとは特に変わりはありません。現在は下宿の費用、定期船代等、高校生にも手厚い行政のサービスが施されているということも聞いております。

行政のサービスは、例えば離島に生活している住民は、救急車は来ない。橋があったら救急車来られますけれども、本土の人は救急車で助かる命も、離島で住むが故に救急車が来られなくて残念ながら命を落とす、そういうことにつながるおそれがかなり高いわけですね。行政のサービスという点からいって、離島の生活まで手が回らんと。貴重な財源を答志島の橋を造るのは費用対効果が少ないんじゃないか、そういうようなことを言われる方もあるかも知れませんが、離島に住むということだけで当然の行政サービスを受けるべきことが受けられない、そういうことはやはり悲しいなというふうに思っております。たまたま親が離島に住んでいるので、離島に生まれたというだけなんです。ですので、全てが等しい行政サービスを受けられるという、そこまでは言いませんが、離島の人達はかなりの経済的、精神的苦痛を味わいながら離島で生活を続けております。

ですので、具体的に少し挙げますと——長かったら止めてください、委員長。例えば家を建てる、改築する。大体コストは1.5倍から2倍近いことになります。本土で家を建てたり改築したりするものの1.5から2倍近い費用がかかります。それから、生活の本拠地を島に置いている以上、就労の条件がかなり制約をされますので、勤めに行きたいところがあっても、例えば津で勤めたい。ちょっと通うの無理です。ですので、それらを諦めなければいけない。それから何回も言っております救急車は来ませんので、急病人、あるいは大けがをした。すぐにお医者さんに運びたい。これはとても無理です。それから、子供たちが進学をする先、あるいは部活動をしたい、自分の趣味を特技を生かしたい、伸ばしたい、そういうことに関してもかなり制約がありますので、子供たちは自分の夢を追い求め続けるのが難しい。そういう生活を強いられて成長をしていきます。

そういう観点から、やっぱりこれだけの人口が住んでいる答志島3町、そこに全国的に見てもこれだけの人口規模の離島に橋が架かっていないのは、やはり珍しい。しかも、橋の長さはそんなに長なくて済む。結構近いところで橋が架けられる。答志島はご承知のように県道が通っております。それは離島ということで、桃取の海峡で分断をされていて、かなり昔から県道をつないでほしい、こういうことになっておりますが、それが実現しない、そういう状況にあります。

ということで、かなりの困難を強いられながら、我慢強く離島の人たちはずっと生まれた土地で生活を続けておりますし、ただ今述べた理由、様々な理由によって、最近では子供が2人高校に上がったなら、もう小学校、中学生がいなければ母親が子供2人と一緒にアパートを借りて母親は伊勢で生活する、そんなことも増えてきつつあります。そういうことで、島の過疎化はかなりこの先進むのではないかな。

漁業の振興についても答志はまだ頑張っておるほうだと思いますが、漁業の不振はやはり皆さんもご承知のとおりです。漁業の担い手がどんどん減っていく、そういうことにもつながっておりますし、答志島に橋が架かることは、生活の困難さを解消するだけでなく、これは三重県の観光振興、南勢志摩地域の産業の振興、そういうものにも十分寄与し得る、そういうことも考えておりますし、言われております。ですので、何とぞこの我々の思いを酌み取っていただいて、国・県へ働きかけを強めていただきたい。そういうふうに考えております。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

ほかは。

勢力副会長。

○勢力参考人 よろしくお願ひします。

私も実は答志島の出で、もう島を出てから50年、60年以上になるんですけども、今はこの鳥羽の錦町で生活しております。それで、今、定年退職してからもう10年過ぎるんですけども、錦町の町内会長、今年で7年目なんです。それで、町内会長をしようと、やっぱり町の人々の生活のことが第一なんです、いろいろ考えると。それで、市の行政のほうにもいろんなお願ひをしてきてこうやって来とるんですけども、今回の離島架橋ということは住民の命に関わること。僕は過去に南鳥羽のほうで勤めたことあるんですけども、相差長岡地区のあの辺り、国崎も含めて、千賀堅子も含めて、鳥羽の消防署が出張所をつくって救急車を配備された。だから、あれによって、話を聞くと10分から20分ぐらい早くなったというふう聞いております。だから、離島と救急車のことは違いますけれども、だけれどもやはり我々は住民の生活を第一に考えることが一番。当然市議会議員も僕はそうだと思うんですね。住民の生活、市民の生活を第一に考えるのが議員さんの仕事であり、僕らもそうだと思いますので、これを逃したらいかんのかなと僕は強く思います。

今回の昨年亡くなられた3名の方のことを思うと、これを逃したらいつできるの。だけれども、少しでも一歩でも二歩でも我々はそれを進めないかんと違うのかな、自治会連合会としてもね。そういう意味も込めて請願をしていこうということになったというふうにご考慮ください。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

木下会計。

○木下参考人 木下と申します。

私は離島出身じゃない、加茂の出身なんですけれども、大明東町の町内会長を長年やっていますけれども、我々は恵まれたところに住んでいるなど。いろんな施設整っているし。それからいくと、今皆さん言われたように喫緊の課題、生命に直結するような問題、それもあります。私は鳥羽市として全体を俯瞰した場合、海の面もあるんじゃないかな。離島をずっと結んでいったら鳥羽市って広いんじゃないかな。丘だけ見とったらちょっとお粗末なんじゃないかな。もしこの架橋をすることによって経済効果はどんだけ生まれるかと未来志向的に考えた場合、この鳥羽というところは離島をもっと発展させるべきじゃないかな。そう思うと、この橋を架けていくことによって生きてくるんじゃないかな。鳥羽市全体が生きてくる、そういうふうな発想で私は思うんですけどもね。喫緊の課題もありますけれども、鳥羽市全体の未来図から考えていけば、この離島は鳥羽市の財産である。財産をいかに生かしていくかは、それは橋であるというふうには私は考えております。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

それでは、4名の方から今お話いただきましたので、これより質疑に入ります。

請願第1号についてご質疑はございますか。

南川委員。

○南川則之委員 自治会会長さんはじめ4名の方、ありがとうございます。本当に切実な訴えということで聞かせていただきました。

少し会長さんに2点ほどお伺いしたい点がありまして、一つは1月にTOBAミライトークを議会とさせていただいて、そのとき私も参加をさせていただきました。その中で、会長さんのほうから県自治会連合会の会合等でも架橋について理解を求めているんやということを伺いました。そうした県の自治会連合会へも会長さん出られて、その辺の動きというんですか、訴えていることを含めてひとつお話をいただきたいのと、もう1点は、この5月20日で今回の請願を上げるということで5月20日に自治会連合会の定期総会を開いてもらったということで、そのときの皆さんの声というんですか、鳥羽市全体でしっかりと請願を上げていくんやというような思いというか、どんな声があったのかとか、どういう訴えをされたとかということで、2点だけ教えていただけませんかでしょうか。

○濱口正久委員長 斎藤会長。

○斎藤参考人 2点のことについてお答えをさせていただきます。

県の自治会連合会でお話をさせていただいているのは二つあります。一つは、県の自治会連合会として私今会長をさせてもらっておりますので、加盟の各市の自治会連合会の会長さん方に、鳥羽ではこういった離島架橋がないがゆえに、大変悲惨な事故も起こった。それで、これについては私たちは長いこと要望をしとる。しかし、その実現しない大きなネックは、経済的な資金の問題だ。莫大な費用がかかる。それがゆえに県民全体の皆さんの理解、賛同がなければなかなか進まない。その辺でこの話が進まないのは大きな問題がある。そこで、私たちは何としても実現したい。ですので、皆さん方にはこうした離島架橋を進める上での私たちの思いについて理解をしてください。そんなもの必要ないやないか、少しの人数のためにそうしたことが必要なのかどうかといったことで、水を差さないでほしい、理解してくださいということを連合会の中で会長さん方をお願いしております。

それから、もう1点は、県への要望のルートとして、南勢志摩の県民局の会合があります。鳥羽・伊勢・志摩の自治会連合会と南勢の県民局の皆さん、あるいは建設事務所の皆さん、農林の皆さん等々との会合があります。そこで私たちはずっと離島架橋の実現ということで要望をしています。ただ、その中で私たちが一番思っているのは、県の気持ち、意志、そういうものがまだまだ低調だというふうに思っています。特に、離島振興計画、そういったものの中に離島架橋というものをきちんと位置づけて、もっと県が表に立ってほしいという部分がありますけれども、そのことを訴えても非常にそれがここ数年後退しているというふうに思わざるを得ません。そういった現状があります。

それから、2点目、市の自治会連合会の定期総会ですけれども、私自治会連合会会長になりまして3年目ですけれども、様々なこうした課題について自治会連合会全体を取り組もうという話をさせていただいてきております。前にはごみの不法投棄の問題等についても話させていただきましたが、この離島架橋の問題についても冒頭に申し上げたようなことが起こるんだ。だから、何とかしてこれを尊い犠牲の上に乗って実現をしたいということで、皆さんからの様々なご意見と申しますか、そういうものはありませんでした。賛同していただいて推していただいているというふうに考えております。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 会長、ありがとうございます。本当に力強い話を聞かせていただきました。

私個人的にはこの請願はしっかりと採択したいという意思があります。それと同時に、4人の役員さんらの話を聞くと、やはり鳥羽市民全体で取り組むということと、それともう1点は鳥羽市だけでなく、議会のほうも広報広聴委員会から会議録というのを各委員に来ております。その中で、結論としては議会として取り扱うべきものであるということで、今回もやってきております。その中でも、鳥羽市の問題だけと違って、愛知県を巻き込んでしっかりと国にPRしていかないかということもありますので、その辺も各委員さんが議論しながらやっていただければ私もいいかなと思います。それと同時に、私これ採択して、もしなれば、県とか国へ要望書を上げていくと思います。23日の結果になると思うんですけども、そのときも請願自体は国とか県には一般的には郵送等で上げていくというようなことをしているんですけども、この課題についてはしっかりと議会の総意であれば議長、あるいは自治会連合会の役員さんらを含めて、手持ちでしっかりと渡して訴えるというようなことも本当に必要やないかというようなことがあります。もちろん国に対してもそういったアクションを起こしていったって、鳥羽市民の総意であるということを含めてしっかりとやっていく時期でないかと思います。そういうことで、いろいろ私のほうから聞かせてもらってありがとうございました。

○濱口正久委員長 よろしいでしょうか。斎藤会長、何かありましたら。

○斎藤参考人 ありがとうございます。

私どもは、この離島架橋の問題です。南志のところで話をするとかしていますけれども、こうして今回のことで市議会の皆さんにご請願を採択していただく、それからさらに次のアクションへと移っていかないといけない。まさにそのとおりで、市全体とか歩調を合わせて取り組ませていただく。そのために例えば皆さん方と私ども自治会連合会で県の議会へも請願を直接県会の鳥羽市選出の皆さんも見えるわけですから、そういう方々のお力も得ながら、県へと、それからさらには国へとという確かな一歩、それを歩ませていかないと、本当に私たちが今直面しとる問題で大きな機運というものはあると思いますので、それを何とかしてつなげていきたいというふうに思っています。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 もちろん会長さん言われとるおりのやと思うし、また早く進めやないかんのはもうこれ念願やと思っています。その中でも、ちょっと申し訳ない、この文言なんですけれども、金曜日に知事がこの災害時の救援ルートも発表しました。これ山側なんです、全部が。それも滋賀県と亀山の中心から滋賀県と岐阜県に抜ける道、国道165号線と311、365、これ実行するともう発表したんですね。こういう本来は離島を含めた海側を南海トラフ地震を想定して山側にこれは補助幹線道路を含めた取組なんですけれども、こういう文言が出た限り、やっぱり一番大事なのは海側ですよ、南海トラフ。文言もうちょっと強いようにできひんかなと思って質問させてもろうとるんですけども、もう知事がしっかりとやりますと発表しましたよって。見てもらうて、できるもんならもっと強いインパクトになるようなことになるように持っていきたいなとは思っています。その中でも架橋の必要性、今西川先生が言われたような流れはやっぱりしっかりとつくり上げるのが役所の責務やと思っていますから、早くこれを出して、何回も出しとるんやけれども、やっぱり離島や海側の違う人らの認識が、三重県民みんなが三重県の中のというんじゃないに、三重県なんやという位置づけを

県にしっかりとしていただいて、特に759号線が走っとんやね、答志島には。県道扱いでいけるわけですから。

一つ、東北の地震で女川が、女川の前に離島があるんです。それ今まで定期船で走っとったんやけれども、災害でやられて復興がもうむちゃくちゃ遅れてえらいことになると。それで橋ができたわけですね。2,920メートル、橋自体は364メートル。これどこで造っとんの言うたら津です。津から運んでいったんですから、そういう理由もある中で、何でこちらが遅れとるか言うたら、やっぱり行政と議員の認識が薄い。そういう指摘を入れることがいいんか悪いんか分かりませんが、そういう流れの中で一体感を持っていきたいと思いますので、ぜひとももうちょっと強い言葉にするべきなんかなと思いましたもんで言わせてもらいました。すみません、よろしくお願いします。

○濱口正久委員長 斎藤会長。

○斎藤参考人 ありがとうございます。

私たちの県の自治会連合会のほうはこの7月11日に定期総会を津で開きます。そのときには知事も来ていただいて話し合いをさせてもらうという機会があります。言っていたように、県への要望といいますか、思い、これはしっかりと伝えていく必要があるというふうに思っていますし、特に三重県は南北に細長い。そういう中で、人口は北部のほうに偏っています。南部のほうは少ないという状況がありますが、しかし、海に面して、そして平坦な土地が少ない。逃げる場所が少ない。そういう中で、南海トラフによる災害というものに対する、私は北のほうの方たちの思いと南のほうの方の切実感、そういうものはやっぱり違うと思っています。ですので、ご指摘いただいたように、本当に南のほうの意見も含めて、また離島の住民の気持ちも含めてどんどん伝えていきたい、こんなふうに思っています。

(「もう1点いいですか」の声あり)

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり今の日本の仕組みと、県にしたらやっぱり南海トラフという言葉が入ることによって、国自体は強靱化計画を出していますので、海岸沿いの堤防を2メートル上げて6メートルの堤防を造れという、鳥羽市はそれより先にやっぱり架橋やと。それが防災なんやと。震災が起こったときに最低限の被害で済ますような取組は、これはもう国がはっきり言うると、防災せいと。やっぱり強靱化計画になった理由がそこから、それをうまいことをちょっと書いていいんか悪いんか分かりませんが、強いメッセージになるようにいきたいなと思っていますので、すみませんけれども、これはこれで通して、2弾、3弾があるんならばどんどんやってきましょうよ。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

この後、この請願が採択された後に意見書案はこちらのほうでまたしっかりと協議させていただきたいと思っています。

ほかにございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 自治会連合会の4名の皆さん、会長をはじめ副会長、それから会計の4名の皆さん、今日はご

出席をいただきまして、本当に皆さんの熱い思いというのを十分感じさせていただきました。特に、会長が最初言われた3名の犠牲を無にしてはいけないということで、私もひしひしとそれを実感しております。私たちは議会ですので、今後どういうふうにして具体的なアクションを起こしていくか。ただ単に請願を受け入れて国に郵送する、県に郵送するだけでは、とてもこれはなかなか皆さんの気持ち、心というのは伝わりにくいということで、鳥羽市議会としても直接議会として今度は県のほうへ、議会のほうへ直接この文書を持って、また皆さんも一緒に行動していくということが大事なんではないか。国にも鈴木英敬さんのとか、国会議員も一緒に要望していくという、そういう具体的な行動というのが必要ではないのかなというふうに思っております。

先ほど言われました命の格差があってはならないということを十分に私も思いますので、具体的な行動を今後起こしていきたいなど。議会も我々できることはやっていきたいというふうに、やっていく必要があるというふうに思います。

以上です。

○濱口正久委員長 答弁求めますか。大丈夫ですか。

○世古安秀委員 何かありましたら。

○濱口正久委員長 斎藤会長。

○斎藤参考人 とにかく皆さんで全体で心合わせて歩いていくということなんだろうというふうに思います。ですので、そのために具体的な、世古議員さんがおっしゃっていただいたように、具体的な一歩というものを共に歩ませていただければありがたい、こんなふうに思っています。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 この離島架橋につきましては、以前、浜口一利議員さんからずっと広島の方の三原市のほうへ救急艇のことについて視察に行き、そして所管事務調査というのが議員の中であるんですね。その中で濱口正久委員も中心に離島の山本欽久委員、そして瀬崎委員、私と、令和4年だった、2023年なんですけれども、所管事務調査として岡山県の笠岡市のほうへ救急艇のことについて行政視察をさせていただき、そして文書も取りまとめさせていただいて、そして先ほど言われたように、この命の格差というのをずっといろいろ先輩議員からずっと議会のほうに市長に訴えられてきたのは私も現実見させていただいております。そんな中で、やはり離島の橋の大切だということも命の格差という訴えの中から大変な思いをされたという、一般質問で涙ながらの浜口一利議員の一般質問も聞かせていただいた記憶がございます。

その中で、まずステップとして、自治会連合会の斎藤会長をはじめ役員の皆さんが一致団結してこういう要望をされていく。その中で、やはり持続可能なというのか、1回だけで要望、請願が途切れることなく、ずっと計画に至るまで、また県、そして国へ要望の活動を続けていただきたいという思いがあるんですけども、そこは同じだと思うんですけども、一言お話しいただければと思います。

○濱口正久委員長 斎藤会長。

○斎藤参考人 ありがとうございます。

大変離島架橋といった場合に先の長い話になりますね。ただ、これは今の私たちの問題だけではなくて、こ

れから未来、離島に住む人たちに希望を持てる、あるいは持てないのか、そうしたことにもつながっていくんだらうというふうに思っています。そのためには、必ずやるんだ、実現するんだという強い意志と、そして可能性も信じながら一緒にこの請願、あるいは要望活動が続けていくという強い気持ちと、それから皆さんと連帯するということをつなげていくしかしようがない。明るい未来を信じながらやっていきたい、こんなふうに思います。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

○濱口正久委員長 西川副会長。

○西川参考人 個人的な話をさせてください。これは離島の未来に関わることでですので、あえてここで披露をさせていただきます。

私は娘が3人おりまして、1人は嫁いでおります。孫が2人できておったんですけども、その孫のうちの1人は赤子で里帰りをしているときにミルクを喉に詰まらして、これは八幡丸で運んでいただいて日赤で処置をしていただいた、そういう経験があるんですが、下の娘2人は嫁いでいません。嫁ぐ気がなかなか起こらないということなんですね。最近その2人が、お父さん、伊勢で家建てようや、伊勢でマンション買おうか、新聞の不動産のチラシを、食堂を家内と手伝っている三女のほうは毎日のように見ております。どういう話かという、三女の話ではもう答志に未来はないと。ご承知の方は食堂をやっております、お父さん、食堂って何ももうかつらへんのやに、赤字やに。うちはマルトというんですが、マルトは何でつないどるかという、貸倉庫が結構あるので、その倉庫料を充当することによって食堂はトントンか赤字なんですね。何とかやとるんやと。お父さんは何もしとらへんで、その辺のことは分からへんけれども、このまま答志に住んどってももう未来ない。私ら結婚する気もないし、こんな所におっても未来はない。だから、伊勢に住みたい、伊勢でうち探そや、そういう話を娘が真面目な顔でします。お父さん、答志で誰かええ人見つけよってそんな私らが結婚したいと思うような人おらへんよ、私に漁師に嫁げと言うの、マルト食堂はどうするんや、そんな話をしているんです。漁師のうちもいろんな形で答志の未来について話をしていると思います。答志から、あるいは鳥羽の離島からどんどん人が本土へ流れていく。この流れは止めようがないし、さらに加速度的に流出をしていくのではないかなというふうに、私自身の家族の会話からそのようなことを考えております。

幸い市長さんが変わられて、もちろん前の方を悪く言うつもりはないですけども、かなり離島の振興に関しては思い入れのある方ですので、密かに期待をしておりますし、今回請願をして、市議会の皆さん方の本気度がワンランク上がったのではないかなというふうに思っております。南勢の県民局で、私は副会長になってから毎年行って、南勢の県民局の方々にこういうふうにするんです。こんな大それた事業を本当にできるとおたくら思っていないでしょうと。思っていなかったらできませんよねと言って、せつかくのチャンスの離島振興法の改定があっても、前進するどころか文言の表記も後退しているじゃないですかと。副知事さんに会いに行っただけでも、答えは一緒です。熱意は全然伝わってきません。ですので、これは変わるためにはどうするかという、副知事さんがおっしゃったんですが、島民の人たちの切なる願いがこちらに伝わったらというふうにするんですけども、切なる願いはずっと伝え続けているんですね。本当に造ってほしいと思うとん。いや、そんなことはないでしょう、造ってほしいですよ。今回も3名の命が失われましたので、加茂川のあの改修、あれは調理師の方が単車で溺れてしまったから、あそこまで大改修が起こったわけで、答志島でもう

直近で3名の方が亡くなっている。橋があったらそのまま車で伊勢の病院まで行けたわけです。ですので、そのあたりのことが、あれを一つの契機に、それから私たちの請願を一つの契機に、鳥羽は本気なんやということを県・国へ皆さん方の力添えをいただいて届けていきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

(「ちょっと委員長1点だけ」の声あり)

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 請願が本当に強いて、よその市議会はもう直談判やっとなです。これは法律で許されるようになりましたので、直下型いうて今までは県を通して何々が、市町村から直接各大臣に行けるようになっていきますので、ネットなんかではいっぱい出とうと思うんですけども、議長、副議長、この際2人が国土交通省へ行っていただいて、しっかりと要望を出してもらうことが一番大事ちゃうかな。請願出してやっとなでも時間もかかるし、そういうお願ひをしときます。

以上です。

○濱口正久委員長 この後、委員間討議がありますので、またそのところで話をしたいと思います。

議長。

○河村 孝議長 発言の機会ありがとうございます。

この委員会において私の議決権はないんですけども、まず現状の認識において若干そごがあるのかなというふうに思います。これまでも議会が本気でなかったということではなくて、議会の本気度が自治会連合会の皆さんに伝わってなかったのかなというふうに思います。

先ほどの離島振興計画についてのところも、前議長、木下議長と私が副議長のときも県まで行って抗議をしに行きました。うちの企画斎藤副参事のほうも抗議をして、鳥羽市案としての離島振興計画はもっと積極的な文言で県のほうには出させてもらいました。皆さん聞いてもらっているとおりだと思うんですけども、その辺のいきさつも議員の皆さんはもう分かっています。

何十年も離島架橋については検討しますのままの文言でした。それを国から今回離島架橋についてはもっと明文化して積極的に対応するよというところの通達があったにもかかわらず、そのまま検討しませんでしたというところでも強く抗議をして、そのとき対応してくれたのが県土整備部と南部振興局だったんですけども、いかんせん斎藤会長おっしゃったように、もう県のほうは逃げ腰。腰が引けているという状況で、結局文言を変えてくれませんでした。もう私はそこから不信感が県にありまして、その後に見知事と前中村市長との一対一対談がありました。当然市長には離島架橋を見知事に問いただしてほしいというところの申入れをして、一対一対談でそれも取り上げてもらいました。見知事は、時間がなかったこともあるんですけども、笑いながら返答をして、離島架橋についてはとにかく地元のコンセンサスをというところでも答弁を逃げました。

今回の自治会連合会の全会一致でのこの請願を市議会に上げていただいて、もちろん議会のほうでこの後採択されれば県と国のほうへ鳥羽市議会としての意見書を提出させていただきますけれども、非常に意味があると思います。県議会のほうでも一度採択をされて、この離島架橋については、それを知っているにもかかわらず

ず、ずっと県は腰が泳いでいます。それを地元のコンセンサス。もうこれ以上ないコンセンサスだと思いますので、自治会連合会さんからの請願というのは非常に重いものであるということで、やっと県に対して堂々と地元のコンセンサスはこれであるということが示せるというのは、非常に意味がある大きなことだと思います。

さらに、国に対しても今の委員長、副委員長をはじめ離島議員の方々を中心にならざる国土交通省にも働きをして政策局長、離島振興課長にも何かいいアイデアはないかというところで水面下でのアプローチはずっと議会としては続けていますので、その辺は分かってあげてほしいなというふうに思います。

1点だけ確認したいんですけども、市長の口から先般離島架橋についての話が答志島架橋というところ限定してしまうのはいかがなものかというところで市長おっしゃっていましたんで、自治会連合会の中での議論として、ほかの神島、菅島、坂手島についてのその辺の議論はなかったのかどうかというのを確認させていただきたいです。会長、よろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 斎藤会長。

○斎藤参考人 まず、私たちは全部の4離島に対して橋を架けてほしいというのは、これは思っています。ですが、それを実現するのにどれだけの期間がかかるのか。今私たちがやはり4離島の中で三つの集落でおおよそ鳥羽市の人口の10%ある、まずここへ実現をさせてもらう。そのことであれば、またほかの離島も希望が持てる。一気に4離島全部ということのをこれは求めたいのは求めたいです。高度経済成長期の中であれば、そういったことも実現が可能だったかもしれません。しかし、今のこの経済状況の中で一気に4離島というのは非常に厳しい部分があるだろうということで、私たちは取りあえず今の状況の中で答志島へということの舵を、方向を向けています。どうぞよろしくお願いいたします。

○濱口正久委員長 議長。

○河村 孝議長 会長、ありがとうございます。

私も一番最初に実現可能というところを考えると、一番答志島架橋が早いのだろうなというふうに思いますので、私も個人的にはそう思うんですけども、鳥羽市議会として意見書を国と県に上げるとなると、なかなか答志島架橋だけに絞ってというところがやりにくいかも分かりませんので、またその辺は意見書の内容はご相談させていただくことになるのか、もちろん今日採択してからの後ほどの話になると思いますけれども、今のご議論を聞いていただくと、皆さん何とか採択していただければいいので、その辺をまたご相談させていただければいいと思います。ありがとうございました。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

倉田委員。

○倉田正義委員 議員2か月目の倉田と申します。前に3名、特にご先輩方が座られていますので、大変緊張しております。

そんな中で、今4離島という話も出ましたので、それに関わって、特にまた教育の話題についても私の思いを述べさせていただきたいと思っております。鳥羽のほうで教員として勤務することが長かったのですが、そのうちの6年間神島にて勤務をさせていただきました。後半の3年については校長という立場で、小中学校両方の兼務を当たっておりましたけれども、やはりこの6年間を通して住民票を移して向こうへ住んだというところで、やはり島民の方々の思い、生活の苦しさという部分は幾らか自分も体感を持って理解しておるつもり

です。加えて、校長としての職務を果たす上で、子供たちの命を守らなければならない、この使命については  
すごく重く感じながら、本土で務めるよりもただならぬ緊張感を持って日々過ごしていたことを思います。や  
はり教員不足、そういったところでも課題がありますし、先ほど高校への通学などについてもいろんな事例を  
お話いただきましたが、島で学ぶ子供たちの教育の機会均等、そういったところにつきましては、この離島  
架橋が実現することでプラスになることは多々あるのかなというふうに思っています。そういった思いを何と  
か子供たちにも届けたいと思いますので、このことに対しまして全面的に協力をさせていただきたいと思いま  
す。よろしくお願ひします。

以上です。

○濱口正久委員長 答弁は求めますか。大丈夫ですか。

○倉田正義委員 よろしいですが、何かありましたらよろしくお願ひします。

○濱口正久委員長 斎藤会長。

○斎藤参考人 ありがとうございます。

子供たち、今定期船でこちらへ通ってきている子供達もおります。そんな中で、しかし定期船ですので、悪  
天候等によって定期船が止まるということもあります。それは架橋があればそういったことはありません。そ  
ういう意味でもやはり子供たちへの機会均等、教育の機会均等をきちんと保証する、そういう意味でも大きな  
こととなりますし、あわせて住民へも様々な機会というものを提供することになるんだろうというふうに思っ  
ていますので、どうぞよろしくお願ひします。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

倉田委員。

○倉田正義委員 委員長、ありがとうございます。

今会長からの力強いお話をいただきまして自分も共感を持ってさらに進めたいと思います。どうぞよろしく  
お願ひします。ありがとうございます。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

世古雅人委員。

○世古雅人委員 せっかくの機会ですので、私も発言させていただきます。

先ほど勢力副会長が述べられましたように、昨年の3名の方が亡くなられた、こういったことを実際に訴え  
ていく機会が本当に、切にできるのかなということで、私が言うまでもなく、このことを進めるにはやはり県  
の知事といいますか、県の方向性がしっかり持ってもらうなくてはいかんなどというのは、鳥羽市ではできませ  
んの、事業的には。国の力。その中で、せっかくこの4区の地元の国会議員の代議士さんはかなり力を持っ  
ていただいている方だと思いますし、一生懸命取り組んでくれる方だと思いますので、そういったところでま  
た鳥羽市選出の県議も一緒になって訴えていって、県の気持ちを、先ほど議長言われたように、もうちょっと  
真摯になって取り組んでもらえるような、そういう活動というか、そういうことが必要やと思いますので、た  
だこちらから訴えかけても実際に動いてもらえるかどうかというのが肝腎やと思いますので、そういったところ  
で一緒になってやっていかないかなかなと思いますので、意見だけ言わせてもらいます。

○濱口正久委員長 よろしいですか。

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、斎藤参考人、西川参考人、勢力参考人、木下参考人に対し、委員会を代表して一言御礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、当委員会のためにご出席いただき、貴重なご意見を述べていただき誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げます。当委員会としましては、いただいたご意見を委員会審査に生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前11時04分 休憩)

---

(午前11時10分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案の審査に入ります。

委員の皆様申し上げます。

本日議案が複数ある課については一括して説明を受け、その後議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、議案第4号、鳥羽市学校設置条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

教委総務課長。

○山本教委総務課長 教育委員会総務課、山本です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号、鳥羽市学校設置条例の一部改正についてということで説明をさせていただきます。

提案理由としましては、鳥羽東中学校と加茂中学校の統合に伴い、鳥羽中央中学校を設置するため所要の改正をしたく本提案とするものであります。

2ページと新旧対照表の1ページをお願いします。

第2条第2項表中の「鳥羽市立鳥羽東中学校」を「鳥羽市立鳥羽中央中学校」へ改め、その次に「鳥羽市立加茂中学校」の項を削るということで条例改正をさせていただきます。

この条例の施行については、令和8年4月1日を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第4号についてご質疑はございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 学校設置条例、加茂中学校を削って、鳥羽中央中学校、ここまでの話は我々も聞いて、来年4月からスタートしようということですが、この後また説明がどっかであるのかも分かりませんが、この中央中学校の、これ聞けるかどうか分かりませんが、校歌であるとか校章であるとか、その

あたりがどこまで進んでいるか、ここで説明願いたいと思うんですけども。

○濱口正久委員長 寺本課長補佐。

○寺本課長補佐 教育委員会総務課の寺本です。よろしくお願いします。

校章のデザインにつきましては応募点数が44件ありました。近日中に設立準備会を開きまして、選定に向けた協議を行う予定をしております。8月中ぐらいには最終決定したいと考えております。

あと、校歌ですけれども、地元にゆかりのある方と現在契約等の調整を進めているところです。来年2月頃の完成を目指しております。

以上です。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 ありがとうございます。

あと、これも聞けるかどうか、加茂中学校を削ってしまっても今までも説明あったと思うんですけども、これはまた議案に上がってくるかと思うんですけども、スクールバスの件であるとか、学校が変わって環境が変わったりする、その加茂中学校の生徒たちへのケアですか、そのあたりもここで説明できますか。

○濱口正久委員長 天田係長。

○天田係長 教育委員会総務課の天田です。よろしくお願いいたします。

加茂中学校の統合に伴いましては、現在も学校選択制を導入して令和6年度、令和7年度と選択して東中学校に加茂地区から通っている生徒があります。その中でも、現在も加茂地区からスクールバスの運行を行っているところをごさいますて、統合後も遠距離通学になる白木町、松尾町辺りはスクールバスによるフォローを行いたいというふうに考えております。

また、統合に向けて子供たちの交流学习なども前年度中から進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 ありがとうございます。

統合が円滑に進むようによろしく願いをいたします。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第5号、財産の取得について、担当課の説明を求めます。

消防長。

○世古消防長 消防本部、世古です。よろしくお願いします。

提出議案の3ページをお願いします。

議案第5号、財産の取得につきまして説明させていただきます。

本議案につきましては、財産、消防ポンプ自動車1台を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める

ものです。

提案理由につきましては、消防本部自動車の老朽化に伴い、新たな車両の購入契約を締結いたしたく本提案とするものです。

取得財産及び数量は、自動ポンプ自動車（CD—I型）1台、取得の方法は指名競争入札、取得の金額は2,348万5,000円、取得の相手方は伊勢市藤里町130番地1、株式会社モリタ東海伊勢営業所です。

入札につきましては、鳥羽市入札資格参加者名簿特殊車両に登録のある業者のうち、本店または支店等を本市及び近隣市町内に置く業者の中から、過去の実績を参考に選定した4業者。1業者は辞退しました。で入札を行いました。

落札率は98.7%、納期は令和8年3月31日までで、同車両の配備先は鳥羽分団となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第5号についてご質疑はございませんか。

副議長。

○南川則之委員 ほかはないようですので、私のほうから委員長、よろしいですか。

○濱口正久委員長 はい、どうぞ。

○南川則之委員 質問をさせていただきます。

まず、この取得の方法ということで先ほど消防長のほうから話があったように指名競争入札ということで4事業者ということで、中身については鳥羽市に本店、支店があるか、近隣市内ということで、実際この4業者しかないのかどうかというところを教えてください。

○濱口正久委員長 消防長。

○世古消防長 ほかにもあるそうですけれども、過去に説明させていただいたんですけれども、過去の実績とか参考にさせていただいてこの4事業者に絞らせていただきました。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 金額によって3者以上とかということやと思うんですけれども、私もホームページでその内容出ていましたので、この予定価格に対して落札額が先ほど課長の答弁で98.7%ということで、この特殊ポンプということで本当にこの指名競争ということで価格競争が行われていたんかどうかというところがちょっと不安なところがあるということで、もう少し価格以外にほかの内容を審議するような提案型のプロポーザルなんかは採用するという事はなかったのか、お聞きします。

○濱口正久委員長 消防長。

○世古消防長 そこまで提案の分というものは今のところ考えていないです。一応消防車両って特殊車両になりますので、そこの予算であったりとか、そこに配備する分団ですよね。そこともいろいろ協議をしながら決めていっていますので、今のところそういう考えはないです。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 何を言いたいかというと、本当に競争性のあるような入札になっとうかどうかというところがあって、できれば今言ったように価格のところとか、あと基本的な車のスタイルがあれば、オプションとか附

属品とかそういう提案を受けるとか、あるいは保証期間とかメンテの提案を受けたりして安くていいものを入れるというのが本当かなと思いますので、その辺の議論が今の話ではなかって、あくまでも指名競争入札ということであったということなんですけれども、もう1点聞きたいのは、その予定価格の算出ですけれども、基準があるのか、あるいは3者以上の見積りをもらって安いところを採用したとか、何かの基準があれば教えてください。

○濱口正久委員長 消防長。

○世古消防長 見積りをいただいて、それを参考にしています。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 というように、今言ったように3者見積り以上もらったのか、1者なんか、教えてください。

○濱口正久委員長 消防長。

○世古消防長 1者です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 というように、価格についても本当にそれが設計額というか、予定価格を反映してこれがどうなんかなというところがあって、先ほど消防長言われたように、近隣の市町でもこういった特殊車両というのは購入しとる事例があると思いますけれども、他市の事例等を参考にしたということはあるかどうか、教えてください。

○濱口正久委員長 平井係長。

○平井庶務係長 庶務係長、平井です。よろしくお願いいたします。

特殊車両につきましては、近隣市町の結果等も考慮しながら進めております。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

近隣市町の状況も考慮しとるということですが、この指名競争入札というところからして、今の落札率からしても競争性の原理が働くように考えてほしいなという点があって、何を言いたいかいうと、この5月に当初予算で認めた約6,000万円以上の入札を幾つもやっています。そんな中で、同じ業者の採用ばかりをこの4業者を含めて採用していたりとか、辞退をしても、さらにまた指名をしとるかということがありますので、辞退をしとるということは、どういう条件で辞退したのか定かではないんですけれども、先ほど課長も1者だけ辞退して、その辞退した業者が次の車両を購入しとるということもありますので、もう少し辞退の中身も見て指名の仕方というのも考えるべきではないかと思うんですけれども、建設の指名業者を選ぶときもよく指名した業者が辞退をすることもあると思うんですけれども、そしたらしばらくは指名から外すとかいうことも考えてやっているところなんですけれども、この辺の辞退した業者を再度指名しとるということについてどう考えとるか、教えてください。

○濱口正久委員長 消防長。

○世古消防長 先ほども説明をさせていただいたんですけれども、消防車両というのは特殊車両になりますので、それを取り扱っている業者というのはなかなか少なくなりますので、どうしてもこの業者というのは、例えば

この4業者だったりとかになってしまうという現実はあると思うんです。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 消防長が苦しい答弁ですけれども、何回も言いますけれども、指名競争入札という競争性の原理が働くようにしっかりと入札をしてほしいというところと、談合ではないですけれども、それにならんようにしっかりと予算の設計もしてほしいというところと、業者選定も含めてですね。それと同時に、金額が先ほど消防長言われたように、かなり大きな車両、特殊車両ですので、価格競争でなければそれにこしたことがないということで、起債を借りて一般財源を投入して買わないかんような車両ですので、もう少し慎重に今後も入札面で検討していただければどうかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○濱口正久委員長 消防長。

○世古消防長 大切な財源を使わせていただいていますので、その辺は肝に銘じて事務はさせていただきますので、引き続き予算は大事に執行するように心がけていきたいと思います。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 分かりました。同じ月に幾つも入札をしていただいとということで、ちょっと気になったところがありますので、ぜひ適正な予算執行というところと入札の適性化も考えてやってほしいなと思います。以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第6号、財産の取得について担当課の説明を求めます。

学校教育課長。

○小林学校教育課長 学校教育課、小林です。よろしくお願いします。

議案書の4ページをお願いします。

議案第6号、財産の取得についてご説明いたします。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得財産及び数量は、学習者用端末一式983台です。取得の方法は随意契約です。取得の金額は5,568万6,950円です。

取得の相手方は松阪市石津町字地蔵裏353番地1、株式会社松阪電子計算センターで、代表取締役は瀬野喜久でございます。

相手方の選定につきましては、三重県GIGAスクール構想推進協議会が実施した令和7年度三重県公立小中学校等における学習者用端末に係る企画提案コンペにより選定されました。

履行期間につきましては、本議会議決後より令和8年2月28日までとしております。

提案の理由といたしましては、GIGAスクール構想の2期における1人1台端末の計画的な更新を行うため、学習者用端末iPad983台の購入契約の締結を提案するものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いします。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第6号についてご質疑はございませんか。

倉田委員。

○倉田正義委員 ありがとうございます。

この経過については私もまだ知らないところがちょっとあるのですが、その辺り知識に不備がありましたらまたよろしくをお願いします。

これは先ほど課長のほうからGIGAスクール構想第2期ということで、年度当初予算、小学校ICT教育推進事業及び中学校のICT、これに関わるものであるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 議員のおっしゃるとおり、それでよろしいです。

○濱口正久委員長 倉田委員。

○倉田正義委員 年度当初予算見てみますと、ここの備品購入費、小中それぞれあります購入費、小学校については3,922万円相当、中学校については2,074万円相当が予定されておいて、今回は共同調達による随意契約ということで、金額が5,568万円。これ差額が四百二十数万円出てくると思うのですが、この辺りについてはどのような状況であったのか、ご説明いただけますでしょうか。

○濱口正久委員長 家田課長補佐。

○家田課長補佐 学校教育課、家田です。よろしくお願いたします。

倉田議員の質問についてですけれども、当初予算のときに見込んでいた金額よりもコンペで提示されている金額のほうが下がっていた差額になるんですけれども、こちらまた今後補正予算で減額を考えております。

以上です。

○濱口正久委員長 倉田委員。

○倉田正義委員 加えて、質問をさせていただきます。

取得財産ということで、今回学習者用端末一式。一式の中にはどのようなものが本体以外に含まれているのか、この辺りをお願いします。

○濱口正久委員長 家田課長補佐。

○家田課長補佐 本体カバー、キーボード付きのものになります。タッチペン、あと画面保護フィルムとMDMとしてジャムプロのキッティング作業込みになっております。

以上です。

○濱口正久委員長 倉田委員。

○倉田正義委員 今お聞きしたところで、当初予算ではタッチペンが表記なかったように思うのですが、これについては国の文科省の示すやつで必修の備品ということで示されてはおいて、どうなのかなというところあったのですが、当初予算の周辺機器の中には含まれていなかったと思うんです。改めて購入されたということでよろしいのでしょうか。

以上です。

○濱口正久委員長 家田課長補佐。

○家田課長補佐 すみません。当初からもタッチペンを見込んでいたのですけれども、多分記載漏れをしてお

たと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 倉田委員。

○倉田正義委員 記載漏れということですね。必修の周辺備品ということで、確実に上げなければならないことだと思います。

市町によってはそれが備品として扱われたり、消耗品として扱われたりするところでもありますので、備品として扱われるということで理解してよろしいでしょうか。

○濱口正久委員長 家田課長補佐。

○家田課長補佐 一式ですので備品として含まれております。

以上です。

○濱口正久委員長 倉田委員。

○倉田正義委員 今回学習者用の端末が一新されるという中で、指導者用の端末についてはこれに同様の整備は進められているのでしょうか。この辺り教えてください。

○濱口正久委員長 家田課長補佐。

○家田課長補佐 徐々に進めております。

以上です。

○倉田正義委員 以上です。ありがとうございます。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 すみません、ちょっとお伺いしたいんですけれども、このGIGAスクール構想の端末なんですけれども、市民の方、保護者の方から大変小学校1年生のお子様には重いという、持って帰っていくということがそういう声をいただいております。この重さというのは、全部小学校1年から中学校までは全く一緒なんですか。

○濱口正久委員長 学校教育課長。

○小林学校教育課長 同じものを購入しますので、重さも全て同じになります。

○濱口正久委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 これ保護者のお声、今回このようにタブレットを支給していただくということで、大変経済的にもありがたいというお声いただいております。また、学校で使う置き勉強という専門用語があると思いますけれども、学校で使う教科書やノート、教材などを授業などで使わないのを置いていけるということはどうなっているということは伺っておりますので、またその点ご配慮をいただきたいという思いでございます。

以上です。

○濱口正久委員長 よろしいですか。答弁を求めますか。大丈夫ですか。

○坂倉広子委員 ご答弁いただいてよろしいのでしょうか。何かこういう要望があるということだけお伝えさせていただきたいなと思いましたので、全体的な意識として持っていただけたら、教育委員会のほうでお考えいただけたらと、そのようにご配慮はいただいていると伺っておりますが、またこの点もどうぞよろしくお願い

いたします。

○濱口正久委員長 いいですかね。

木下委員。

○木下順一委員 この企画提案コンペで取得相手方、松阪電子計算センターさんですか、これ三重県のホームページ見ると、7年3月6日に松阪電子計算センターさん1者の応募であったというようなあれがあるんですけども、それはよしとして、これ共同調達ですんで、三重県下全部この一緒の単価で購入するというようなことになるんですか。

○濱口正久委員長 学校教育課長。

○小林学校教育課長 iPadであるとかクロームブックであるとかウインドウズノートで機種がいろいろ分かれておりますので、その機種ごとによって各市町、金額は変わってきます。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 これは共同調達するんで、ほかにもあるわけですよ。今言われたような機種が違うにしても、うちはどういう、iPadでいくということですか。

○濱口正久委員長 学校教育課長。

○小林学校教育課長 鳥羽市においてはiPadでいきます。ほかにもiPadを購入する市町もたくさんありますので、その市町は全て同じ金額となっております。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 文科省が示しておる補助対象の金額が1台当たり5万5,000円で、3分の2が補助というようになっていますけれども、今回5万6,000何がしか、650円でしたか、ちょっと高いように思うんですけども、その辺りは共同コンペの中で多分鳥羽の教育委員会としても意見言っとると思うんですけども、この1,650円ですけれども、台数が多くなれば相当の負担になるかと思うんですけども、その辺を教えてください。

○濱口正久委員長 学校教育課長。

○小林学校教育課長 はみ出た部分は一般財源から補うような形になるかと思います。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 最後、これもう2期ということですので、1期のときの課題であるとか、先生方の意見であるとか、子供たちの意見であるとか、そういうのが反映されて共同購入に至ったということによろしいんでしょうか。その辺りどうですか。

○濱口正久委員長 学校教育課長。

○小林学校教育課長 今回共同調達になった理由ですか。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 1期のときにパッドを入れましたですやんか。それを今度2期になるんで、1期のときの課題であるとか先生方のご意見であるとか、その1期のときの子供たちの意見であるとかが反映されて、この2期につながっておるんですかというようなことです。

○濱口正久委員長 学校教育課長。

○小林学校教育課長 学校の意見も取り入れて、容量であるとかスペックの部分であるとかというのを鳥羽市なりに考えて2期に反映させたという形になっております。

○木下順一委員 ありがとうございます。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第7号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について、担当課の説明を求めます。

企画財政課長。

○岡本企画財政課長 企画財政課、岡本です。

議案第7号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更についてのご説明をさせていただく前に、一言おわびさせていただきます。

坂手町、これ提出議案の13ページになりますけれども、坂手町の総合整備計画書のところでは、3番の公共施設の整備の最下段に、公民館維持管理事業といたしまして中央公民館坂手分館の事業費を加えさせていただきました、しかし、2番の公共施設の整備を必要とする事情のところに説明を記載することを失念しておりまして、正誤表を提出させていただきました。今後チェックもしっかりしてミスを抑えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○濱口正久委員長 企画財政課副参事。

○斎藤副参事 企画財政課、斎藤です。よろしくお願いたします。

それでは、改めまして議案第7号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更についてを説明させていただきます。

議案書は5ページから15ページでございます。

辺地につきましては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島、その他へんびな地域を指し、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律及びその他政令で定める要件に該当している地域を指します。辺地に該当するか否かにつきましては、その地域から公共施設までの距離など点数により判断するものとなっております、100点以上の地域が辺地に該当することとされております。

現行の辺地計画は、令和6年3月議会においてお認めいただいております、令和6年度から令和8年度までの3か年で運用しております。このたび、現行の辺地計画について神島町、菅島町、答志町、坂手町及び石鏡町における事業の内容に追加等に伴い、計画の変更を提案させていただくものでございます。

6ページをご覧ください。

まず、神島町辺地であります。辺地点数は168点となっております。

項目2の公共施設の整備を必要とする事情につきまして、前段は地域の紹介で、中段以下が事業の必要性と事業概要となっております。神島町においては、事業の内容に大きな変更がありませんので、項目2の変更はございません。

次のページをご覧ください。

項目3、公共的施設の整備が計画上の整備事業と事業費、財源等を示した表となっております。表のうち、神島中学校につきまして、計画当初は事業費1,159万4,000円、うち地債770万円を予定しておりましたが、事業実施に伴う精査の結果、事業費1,235万3,000円、うち地債810万円に変更しております。

次に、8ページをご覧ください。

菅島町辺地であります。辺地度数は118点となっております。

菅島町においても事業の内容に大きな変更はございませんので、項目2の変更はございません。

9ページをご覧ください。

項目3の公共的施設の整備でございます。表の菅島消防施設について、当初計画では事業費3,300万円、うち地債3,300万円を計画しておりましたが、建築資材や人件費の高騰等により、事業費8,635万3,000円、うち地債8,630万円に変更しています。

次に、10ページをご覧ください。

答志町辺地であります。辺地度数は156点となっています。

答志町におかれては、答志町の消防団が使用している消防団格納庫の改修工事を行うこととしており、項目2の最後の段に追記しています。

次のページをご覧ください。

項目3の公共的施設の整備でございます。表の最下段、答志消防施設を新設し事業費501万円のうち、地債500万円としています。

次のページ、12ページをご覧ください。

坂手町辺地であります。辺地度数は126点になっています。

次のページをご覧ください。

坂手町におかれては、中央公民館の浄化槽の取替え及びバリアフリー改修工事を行うこととしており、項目2の最後の下段に追記しております。

項目3の公共的施設の整備につきましては、表の最下段、中央公民館を新設し、事業費1,211万7,000円、うち地債1,210万円としています。

14ページをご覧ください。

石鏡町辺地でございます。辺地度数は143点となっています。

石鏡町におかれては事業の内容に大きな変更ありませんので、項目2の変更はございません。

15ページをご覧ください。

項目3の公共的施設の整備につきまして、表の鏡浦消防施設について、当初計画では事業費850万円、うち地債850万円を計画しておりましたが、事業実施に伴う精査の結果、事業費966万6,000円、うち地債960万円に変更しています。

以上が辺地に係る整備計画の内容変更でございます。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第7号についてご質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ辺地計画の下でこうなってきたんですか。計画があつてこそこれですよ。辺地100%出るとするのは、計画どおりに来とるんですか。

○濱口正久委員長 企画財政課長。

○岡本企画財政課長 総合整備計画のほうはあくまでも辺地の点数100点なんですけれども、それを超えた場合に辺地と認められる。結局は辺地債を活用するためにこの整備計画をつくるということになっておりますので、そこがご理解いただきたいかなというふうに、もうご承知のとおりだと思いますけれども。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そのとおりいっとうわけですね。ありがとうございます。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 それで、辺地の活用ということで、今回新たに追加した中で事業が実施されて金額が変わったというところは理解するんですけれども、あと追加したところ等を含めてどういう議論があつてこれを追加したとか、各課の要求があつて、それをまとめてこれは令和6年から8年までに追加しとけばいいとか、そういう、どういう議論があつたのかというところを教えてください。

○濱口正久委員長 岡本課長。

○岡本企画財政課長 やはり大きな事業につきましては、大規模ハード整備ということで毎年ヒアリングをさせていただいております。その上がつてきた事業を精査して、その実施時期も含めながら辺地債、辺地計画に載せていこうかというふうな議論もありますし、当初予算のときに議論のときに金額が上がれば、その分金額を増加させるということで、この計画を変更させていただく、そういうふうな方法もありますので、そのときは皆さんで話し合つてやっているというふうに思っています。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 分かりました。

事業とか物価高騰とかいろいろ事業費が変われば変えていくということと、あとこの3年間で事業を議論して追加しなければならないということで追加するとか、もう1点聞きたいのは、このほかに上がつとるけれども、各課から要望あるんやけれども、取りあえず令和6年が8年までは実施を見合わせるとか、そういう事業もあるのかどうかだけ教えてください。

○濱口正久委員長 岡本課長。

○岡本企画財政課長 基本的にはございません。例えば医療の備品とか、そういうのも仮置きというか、何があるのか分からないので一応計画には載せているというふうな状況ですんで、特に漏れているものはございません。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 辺地についてはしっかり議論して計上しとるということで理解してよろしいですね。ありがと

うございます。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第8号、志摩広域行政組合の共同処理に関する事務の変更及び志摩広域行政組合同規約の変更に関する協議について、担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○奥村健康福祉課長 健康福祉課、奥村です。よろしくお願いたします。

議案書は16ページ、あと事前に提出しております健康福祉課資料をお開きいただきたいと思います。

議案第8号、志摩広域行政組合の共同処理する事務の変更及び志摩広域行政組合同規約の変更に関する協議についてのご説明をさせていただきます。

提案理由ですが、簡単に申し上げますと、地方自治法によりまして一部事務組合の共同処理する事務を変更する場合は、その組合を構成する地方公共団体の議決を経た上で協議をしなければならないこととされているためでございます。

4月に当選された議員さんがいらっしゃいますので、本議案の少し手前から口頭でご説明させていただきます。

この志摩広域行政組合は、志摩市と南伊勢町、本市で負担金を出し合い運営している一部事務組合です。実施しているのは高齢者向けのサービスと障害者向けのサービスで、養護老人ホームを1施設、特別養護老人ホームを2施設、それから今回の介護及び障害サービスを提供する志摩福祉センターを運営しております。

3月の議会の予算決算常任委員会におきまして、本年度当初予算では構成市町の負担金が倍増していること、その原因としましてご説明させていただいたものが2点ですが、養護老人ホームの入所者の減少と、今回事務の変更を上げております志摩福祉センターの利用者の減少で、収入が減少しているためだというご説明をさせていただきました。また、予算説明資料の中では、各施設の改善に取り組む旨、併せて記載をさせていただいたところでございます。そして、今回志摩福祉センターに関してその改善の具体策がまとまってまいりましたので、ご協議をさせていただくものでございます。

それでは、提出しました資料のほうでご説明いたします。

1ページ目、こちらは新旧対照表になりますけれども、左右比較をしますと、現在志摩福祉センターで実施をしております事業のうち、介護保険法の通所介護事業を廃止するほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、地域生活支援事業を廃止する案となります。

資料の2ページをご覧ください。

こちら志摩福祉センターで現在実施している事業の概要、登録者数、利用者数、課題等をまとめております。上の2行は介護保険法の通所介護事業、いわゆるデイサービスというものでございまして、上段は要介護者が対象です。右に行きまして登録者数は40人、うち本市の登録者数は4人。1日平均利用者数は9.2人です。

その下の行、通所介護事業のほうは、こちらは要介護よりも軽い要支援の方が対象。登録者数32人のうち、

本市の登録者数がゼロ人。1日平均利用者数は7.3人です。

そのまま右行っていたきまして、両サービスを通じた現状課題としまして、構成市町の負担金から繰り入れている割合は16.8%、この志摩福祉センターには入浴設備がなく、入浴できる施設に利用者が移行していく状態で、今から新たに入浴設備を増強していくというような判断もできない状況でございます。また、要支援者を対象とするサービスは介護報酬の単価が低く、増収につながらないことから、民間と競争を続けるのではなく、お任せして廃止という考えに至っております。

時期としましては、本年12月いっぱいまでの予定でございます。

続いて、その下、障害者福祉サービスにまいります。

一つ目、生活介護事業は先ほど説明させていただきました介護保険のデイサービスと一緒に障害者の方のデイサービスを行うものです。

その下の地域生活支援事業は、ご家族の不在や休息を目的として障害者の日中の活動の場を確保する事業。こちら登録者数、1日平均利用者数はご覧のとおりで、現状課題のところですが、構成市町の負担金からの繰り入れ金の割合が、その下の相談事業も含めまして障害者福祉の区分全体で85%となっております。そして、障害サービスは機能を向上させる訓練から、就労を進める訓練へと推移をしております。設備等を増強してサービスを変更していくのではなく、こちらも民間にお任せして12月で廃止という判断をしております。

その下、一般相談支援事業は、登録者数、平均利用者ともゼロ人ということで、実績がないため廃止の判断でございます。

その下の特定相談支援事業は、障害者向けにサービス利用計画、介護保険でいうとケアプランというものになりますが、そういった計画をつくるもの。

その下、障害児ということで対象者が障害児となる同サービスでございます。

現状課題ですが、障害者に利用計画を作成する特定相談支援事業は実績があるとともに、各市町に民間事業所が少なく公的には残したいという意向です。そうなりますと、その下の障害児の相談支援事業も同じ内容の事業ですので、一番下の事業も残すという判断をいたしております。

資料の説明としては以上ですが、この結果、志摩福祉センターの人員は先ほどお話ししました継続の二つの事業を実施する相談支援員2名を配置する体制となり、事務は、こちらの施設は才庭寮というところに隣接しております。事務はそちらの才庭寮の事務員が兼務する計画となっております。

この体制となった場合の財政シミュレーションは、令和7年の予算ベースで令和7年約8,800万円でございますが、約80%の縮減と見通しております。各市町の今後の負担金の抑制としてしっかり整備をしていただいたものと考えております。

説明は以上でございます。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第8号についてご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 1点だけ教えてください。

先ほど課長の説明で、この表にもあるんですけども、登録者数があつて、うち本市鳥羽市の登録者があつ

て、それを廃止することによって、その人たちというのはどのような今後対応になるかというところを教えてください。

○濱口正久委員長 健康福祉課長。

○奥村健康福祉課長 いただいている事業をこれから変更していくスケジュールの予定なんですけれども、7月に12月末をめどに各事業を廃止していくということをお伝えをし始めて、それぞれ次のところへという紹介をしていくというふうに伺っております。

以上です。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 よく分かりました。

7月、まとめて通知ということですので、しっかりと登録しとる人にもしっかりと周知していただきたいと思えます。

以上です。

○濱口正久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第9号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、議案第10号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

選挙管理委員会勢力書記長。

○勢力選挙管理委員会書記長 選挙管理委員会書記長の勢力です。よろしくお願ひいたします。

今委員長言われたように、議案第9号と10号、二つの議案、条例は3件の改正を行うものでございます。

また、提出日は6月13日と追加で上げさせていただきましたが、国会のほうが審議しておりまして、6月4日公布されたことに伴い、この13日に提出をさせていただいたところですので、ご承知おきください。

それでは内容のご説明をさせていただきます。

議案第9号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に関する限度額について引き上げたく、提案とするものでございます。

続いて、2ページと新旧対照表の1ページのほうをご覧ください。

新旧対象表のほうでご説明させていただきます。

第1条関係では、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例におきまして、第4条で1枚当たりの作成単価が541円31銭から586円88銭と、45円57銭の増額となっております。

続きまして、新旧対照表の2ページをご覧ください。

第2条関係といたしまして、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正については、第4条及び第5条において選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価が7円73銭から8円38銭、65銭の増額となっております。これについては2年後の鳥羽市議会議員の選挙から、今のところ対応になるという予定であります。

続きまして、議案第10号、3ページのほうをご覧ください。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者等選挙の執行に携わる者に対する報酬額を引き上げたく、本提案とするものでございます。

こちら新旧対照表の3ページをご覧ください。

表になっておりまして、右側、旧のほうから見ますと、投票所の投票管理者が1万2,800円から1万4,500円、1,700円、今回の改正で一番増額の大きいのはここになります。

続いて、期日前投票所の投票管理者1万1,300円から1万2,800円の1,500円、開票管理者については1万800円から1万2,200円の1,400円、選挙長は1万800円から1万2,200円の1,400円、投票所の投票立会人が1万900円から1万2,400円の1,500円、同じく期日前投票所の投票立会人についても9,600円から1万900円の1,300円、その他不在者投票の外部立会人におきましても1万900円から1万2,400円の1,500円、あと開票立会人と選挙立会人が共に8,900円から1万100円の一番少ないですけれども1,200円の増額となっております。

これについても公布の日から施行ですが、今回の参議院議員から対象となっております、補正予算のほうもこの分の増額が必要となるところですが、当初予算で同じ節の中で不用が見込まれることから、今回の補正には計上させていただいておりませんので、ご承知おきください。

以上、説明とさせていただきます。

○濱口正久委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第9号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、次に議案第10号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 よろしいでしょうか。

以上で付託された全ての議案についての説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号、鳥羽市学校設置条例の一部改正について原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第4号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号、財産の取得について原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第5号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号、財産の取得について原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第6号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第7号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第7号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号、志摩広域行政組合の共同処理する事務の変更及び志摩広域行政組合規約の変更に関する協議について原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第8号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第9号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第10号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、請願第1号、離島架橋の早期実現を求める請願について採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第1号につきましては採択することに決定いたしました。

以上をもちまして当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

それでは、ここで委員の皆様と協議したい事項がございますので、説明委員の皆さんは退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

続きましては昼から、午後1時から協議したいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午後 0時10分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○濱口正久委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど採択いただきました請願第1号について、6月23日の本会議において採択された場合の意見書案を事前にドライブへ共有させていただいておりますが、こちらについてたゞいまより協議を行いたいと思います。

まずは、意見書案について事務局より説明いたさせます。

事務局。

○岡村書記 議会事務局、岡村です。よろしくお願ひいたします。

それでは、私より請願第1号の意見書案についてご説明させていただきます。

ドライブへ共有させていただいております請願第1号、資料フォルダ内の請願第1号(意見書案(県))及び請願第1号(意見書案(国))というものをご覧ください。

なお、事前に共有のほうをさせていただいておりますので、内容の読み上げは省略させていただきます。

こちら二つとも請願者である鳥羽市自治会連合会さんより頂いている意見書案となっております。県宛てのほうにつきましては、平成21年の9月に三重県議会へ離島架橋に関する請願が提出されておまして、採択された経緯というのもございますので、そういったことを踏まえた内容となっております。また、国宛てのほうにつきましては、先ほどの県宛と比較いたしまして、より鳥羽市の離島の現状等について詳細に記載された内容となっております。

委員の皆様にはこの県宛て、国宛ての意見書案の内容につきまして、このままで問題がないか、それとも変更を加えたほうがよいのか等と、あと先ほど請願第1号の審査の際にも出ておりましたこの県に提出する際の提出する方法、そういったところについても協議をしていただければと考えております。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上となります。

○濱口正久委員長 事務局の説明は終わりました。

委員の皆様より何かご意見等あればお伺いしたいと思います。

これはそのまま出してありますけれども、自治会連合会さんから頂いた案をそのまま書いてあるということですので、修正等々が必要であればお願いします。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 県のほうへという意見書のほうなんですけれども、最終段落の離島架橋要望につきましては、ここ、多分文言の単なる置き間違いだと思うんです。実現とかという言葉は国のほうは使われていて、要望に

なっているので、そこは訂正をされておいたほうがいいかなと思うところであります。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

(「もう1点だけいいですか」の声あり)

○濱口正久委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 これまでもずっと離島架橋の話題というのは請願の形ででも議会からも何度かは出しているのかなと思うんです。恐らく大体よく似た形の内容でずっと請願という形になられているのかなと思うんです。私この間一般質問の場で、離島架橋のこの請願の話題にも触れさせていただいて、離島架橋についての市長とのやり取りといった形でしたけれども、話をさせていただく打合せをしている段階で感じたことなんですけれども、いわゆる門前払いを県はしている形、あまり深く踏み込んだところまで何も考えられていないのかなというのを受けたところで、もう請願の内容の中にそういったところも踏み込んで、いわゆる離島振興法を受けての離島振興計画の文言が後退した、検討しますに後退したところでも私実は触れたんですけども、どういう費用負担、県と国と市とがどういう費用負担にするとか、どういうルートにするとかということも恐らく県はそこまでも踏み込んで検討もしているのかなというところがすごく感じるところで、ぜひ今回出すからにはきちっと県のほうにも断るなら断るだけの検討をしたということを示していただきたいなと思うところで、請願の内容の中にもそういったところが踏み込めないかなという思いがあるんですけども、皆さんどのようにお考えになるかもあるかなと思うんですが、どうでしょうかね。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

今瀬崎委員から意見いただきましたが、それについて何かございますでしょうか。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり南海トラフの件とか、国は防災と強靱化、さっきも言わせてもうたんやけれども、これをセットで何もかも書いとんですよ。うちでもそうですよね。離島、もしくは地震が起きました、災害起きました。一応金曜日の日には知事は離島に関してはヘリコプター、もしくはそういう逃げ方があるいう、これ新聞に載つとんですけども、そうじゃなしに復旧復興、そういう観点からもやっぱり橋が必要という部分を、それはもう橋が崩れるような地震来たらもうやられとうわけですから、そこらじゅう。そういう一つでも望みのあるような文言を入れたらどうかと思ひまして、日本全国強靱化計画で動いています。今、災害ですよ。災害の中でも地震やと。やっぱり淡路から始まって東日本、それで能登、次は南海トラフと言われとうだけあって、南海トラフという言葉を入れることによって危機感を感じるんじゃないかなと思っています。それがいいか悪いかは別として、そういう予算のつけ方を国も県もしていますから、そういう流れのほうの議論してもらえればいいかなと思っています。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

それについても含めて、ほかにもあれば、今防災とか国土強靱化の部分からでもアプローチ、文言に意見書に入れたらどうかという意見もありましたので、それ以外でも結構ですので。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 教えていただいているいいですか。

この離島4島を含めたこの県のほうの案ですけれども、離島架橋の早期実現とうたわれていますよね。その答志架橋というのは入れなくていいんですかと思いましたが、教えてください。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

これ請願のほうには出ているんですけれども、意見書が提出されたときにはこれ文字がなかったので、そういう意見もあるかと思しますので、それについてどうでしょうね。ここにまず初めに答志島架橋からというふうな文言を入れたほうがいいのか、皆さんのご意見を先に聞かせていただければと思いますけれども。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 その答志架橋と出てくるまでは、伊勢湾架橋やったわけですから。それで長野、静岡、愛知、三重、和歌山、奈良やったかな。大阪まで行くコースが実施計画には載っとうわけですよね。ただ、伊良湖から鳥羽の間の橋、これ藤波先生がおる間はかなり三重県も活発にやっと思ったんですけれども、それ以後トーンダウンしてしまうというのは、伊良湖から鳥羽のルートが神島通って菅島へ入るか、神島通って答志へ行くか、この二つを議論できなかったわけなんです。それで足踏みしとる間に、それなら答志架橋に絞って浜口議長のときに出してきた話であって、そやで進んでへんのじゃなしに、やっぱり三重県自体がどのルートをどのようにつけていくかというおおよそのあれができていないもので、前へ進んでへんと思ったんですね、そのとき。それでは地元住民としたら遅い。そんな中で答志架橋の話が出てきて請願になっていったわけなんです。それを加味すると、やっぱり早期実現というのはどこが一番早いんやという話になってくると思いますので、取りあえず答志は町内会さんが要望かけとるように、それならそのルートを三重県に書かさないかんわけですから、答志島で、ただ積算は一遍やってますよね。三重県へ入ってきて、それで二百何億円やったもので、それは高いじゃないかという議論でトンネルまで、トンネルやったら半分になるぞという話がありまして、それで積算させたら半分になるんです。ただ、答志からは入れるけれども出るんが二見になっていくしかないという、それではあかんという話までは議論した覚えがありますので、そういう流れから行くと、やっぱり三重県に強く、ここにも書いてあるとおりなんですけれども、その中に地震、防災の観点からと、それと先ほど言わせてもうたような文言を入れてもらうことが大事じゃないんかと思っていますので、そういう経過は確かにありましたので、よろしくをお願いします。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

そうすると、ここに離島4島の架橋の中に、まず先に答志島架橋を入れておいたほうがいいのかということですか。

○尾崎 幹委員 そういうことになりますよね。

○濱口正久委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 私も坂倉広子委員も言われたように、請願の冒頭に離島住民の生命と生活を守る離島架橋を実現する。特に、面積、人口ともに最大の離島である答志島と本島を結ぶ答志島架橋を早期に実現することというふうに書かれてありますので、請願の冒頭にこれを意見書の中へやはりちょっときちんと組み入れて、今日いろいろ話伺った中でも、こういう、まず手始めに答志島の架橋を求めていくというのをに入れてもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 もう一つ、言葉で、すみません委員長、加えていただけるのであれば、やはり現実本当は島民の皆さんの中で昨年でしたか、山下さんほか3名の方が亡くなられたという尊い命を亡くしてしまったという、すみませんそれは言葉でどう表していいのか、そんなんはあれなんですけれども、そういう何か入れるということは可能なんですかという、私は分からないので、そこはどうなんですかということです。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

この中に、今こっこの県のほうのところには若干荒天で本土が、生命に関わるような事案が発生することもありとかという部分で書かれているかと思うんです。具体的なところは書いてはないんですけれども、それをもうちょっと強調する形のほうがいいんじゃないかということでしょうか。坂倉委員がおっしゃっているのは、坂倉委員。

○坂倉広子委員 文章で重く伝えられる文ってそこではないのかなという私の考え方なんですけれども、以前からもあるけれども、喫緊の課題でこういうことがあったという現状というんですか、実情というのが伝えられたらと思うところでした。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

重く伝えられるようにということで書き足していければという意見でした。

ほかに。

○尾崎 幹委員 今まで出しとわけですね。何の返答もないわけなんです、一切。だからもう思い切って考え方として鳥羽市議会が三重県に対して公開質問状を出すとか、今までやってきたことを無視されとうとなれば、そしたら即座に答え出していないかんわけですね。放りっ放しにはできませんから。要望とか請願ではないですから。公開質問状ですから。いろいろなやり方はあるんです。そういう考えも含めた中で、今回は要望書、県と国に関しては、それで何が請願やった。早期実現の請願と意見書ですよ。やっぱり弱いんですよ。そこら辺、そやけど今回こうなるわけですから、その内容文もみんなの言われたように、もう一歩進んで、注目されるような言葉というたらおかしいんですけれども、現実、本当に先ほど言われた3人亡くなっとういうことは、これは本当に防災の観点からも何もしていないということやもんで、防災って何かが起こらんようにするわけですよ。起こってから何々するというのは防災じゃないですから、防災施策というのは何かが起こっても災害もしくはいろいろなことが何もなかったよと言わすようなんが防災の役目ですから、そういう観点も入れてもろたらどうですか。

○濱口正久委員長 分かりました。ありがとうございます。

今回、意見書等々の今議論になりますので、この意見書をどうするかということ、それからその先のことについて、もまた今後また引き続き……

(何事か発言する者あり)

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 意見書の中身の文言の件で、さっきも話あったんですけども、知事と市長の一对一对談の中で、直近では、さっきも言われていたけれども、コンセンサスが得られていないとか、合意形成が得られていないということなんだよね。今回この中に鳥羽市自治会連合会の力強い請願を受けてとかいう、そんな文

言は入れやんでもいいかなとちらっと思ったんやけれども。議会だけではなしに、そういう自治会連合会も力強くプッシュしとるというような文言がここに入れられないもんかなと思って。

以上。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

その辺も含めてもう1回こっちのほうで再度検討させていただきます。それ入れられるかどうかも含めて。地元の強い住民のコンセンサスを取れているという意味で、何かそういうものを入れられたらということですけども。

議長。

○河村 孝議長 委員長すみません、事務局に確認なんですけれども、今まで鳥羽市議会で離島架橋について意見書を国と県へ出したという実績はあるんですか。

○濱口正久委員長 事務局。

○岡村書記 私も離島架橋のこの請願提出されて、今まで鳥羽市議会として意見書とかが出されているのかというのは調べさせていただいたんですけども、請願は来ているんですけども、平成21年9月に三重県議会で採択された後に、鳥羽市議会に対して請願が上げられていて、それを審査したという記録はあるんですけども、それを意見書を上げたという記録がなくて、そこはすみません。事務局では調べたところ、そういう結果でしたというお返事になります。

以上です。

○濱口正久委員長 議長。

○河村 孝議長 私の記憶の中ではないんですよ、市議会が今まで意見書を。市長部局のほうでそれを申入れをしとるというのは都度やっただけでいいですよ、議長と知事との対談の席でもそういった話は過去の議長から持ち出してもらったということはあると思うんですけども、要望は。意見書として出すというのは今回初めてだと私は思いますんで、だからその辺は自治会連合会から請願が上がってきて、鳥羽市議会が全会一致で意見書を提出するというに僕は重みが今回はあると思っていますんで、しっかりその辺の文言は皆さんにもんでいただきたいなということ、最終的には委員長、副委員長に一任で決めてもらったらいいと思うんですけども、当然自治会連合会さんの思いもあると思いますんで、その辺はしっかりすり合わせていただいて、自治会連合会さんが納得いくような文言にさせていただきたいのが1点と、この前の一般質問で瀬崎議員が喫緊の一見知事の答弁の内容を取り上げていましたけれども、世古明県議の質問に対してB/Cと答えたわけですね。皆さんご存じのようにB/Cを考えると、費用対効果を考えると、それだけの規模の離島の橋を架けるということは北勢地域の道路を我慢してもらわなければなりませんと、こういう答弁をしたんです。これ議事録にも残っていますんで皆さん確認してもらったらいいと思うんですけども、もう僕はそこでこの知事駄目やと。乱暴な言い方しますが、駄目やと思いましたね。人の命の問題と経済を天秤にかけるなんていうのはあり得ないわけで、これは人の命を守る問題なんです。だから、経済以外の話なんです。そこを強く私は押すべきだと思いますし、離島において通常天候であれば当然救急船もありますし、昼間であればドクターヘリも飛びます。ただ、夜間になればドクターヘリ飛ばない。荒天になれば船も出ない。救急搬送ができないという、この命の選択の問題なんです。だからこそ橋を架けてほしい。命を差別するのではなくて橋を

架けてほしいというのが私は一番であってほしいなど。命の差別があってはならない、格差があってはならない、そういったところを鳥羽市議会の思いとして県や国に訴えるべきではないのかなというふうに私は委員長、思います。よろしくお願いします。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたところも含めて検討していきたいなと思います。この意見書、皆さん思いを言っていていただいて、それを基に自治会連合会さんとさらに詰めていきたいなと思いますけれども、まだ何かほかにあれば。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今議長に言われたことはもう最もなんさな。それで、連合会の請願はこれで出しといて、鳥羽市議会が知事の意見なんかに対して言われとうように、先ほども言うたけれども、165号線、111号線、365号線、これもすぐ言うて発表しとんさな。それで議長の言うとするように本当に命の度合いいうのを何をもってそうやとんかぐらいの公開質問状出したろうや、もう知事に。そうすると、知事は返答出さないかんよって。俺が出してもいいけれどもな、1人で。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員 先ほどの議長のお話にあったように、命に差をつけてはならないということで、文言に関して現状をすみません、まとまらなかったらごめんなさい。現状をできていると思うので変えないでほしいなということなんですけれども、答志島の人口の割合がほかの離島と比べて多いというようなことが伝えることは必要やし、そこを足がかりにほかの離島も進めていくという考えで私たちやっていくと思うので、それでいいんですけれども、何か答志島の人口が多いし経済効果もきっと大きいだろうからここを一番最初というような、何かここを優先しなきゃいけないんだというような印象にならないようにしたいなというふうに私は感じているんです。せっかく自治会連合会の皆さんも、離島だけの問題じゃなくて自分らの問題なんやと言ってくれているのもありますし、例えばほかの離島の方、神島や坂手や菅島の人たちがこの文章を見たときに、自分たちが見捨てられたと思わないような文章であってほしいなと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

その辺のところもしっかりと加味して注意していきたいなと思います。

これ私話しても大丈夫なのかな。手挙げたほうがいいのかな。

これ平成21年のときの県議会のときに、私も一緒に行って議会のほうで傍聴していましたけれども、そのときの請願の趣旨の最後のところには、県におかれましてはと、離島架橋の推進をさらに積極的に図るとともに特に答志島架橋については早期に実現されるよう請願するという請願内容になっていましたので、特にというところも含めて、その前にはいろんな全部の離島のこととか命のことも全部含まれた上でそういうふうにかかれていましたので、そういうことも見させていただきながら、ご一任いただくようであればこちらのほうで案を練らせていただいて、自治会連合会さんと合意形成を取りながら、そして皆さんには共有させていただきたいなと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(「1点だけいいですか」の声あり)

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 委員長、副委員長でまとめてもらうというのはもちろんよろしいです。それと同時に、私言いましたように、請願を郵送するだけでは全然効果ないと思います。担当部局ですとか直接知事に会わせてもらったら会って、しっかりと手渡し、中身も文言も言って手渡しして思いを伝えて真剣やと、鳥羽市は全員が真剣でやっとなのやと、もちろん議会も真剣ですよということを伝えるようなことが今までなかったということで、そこまでやってほしいなと思いますので、それだけ議論して今後提出の方法も含めてどうするかということも決めてほしいなと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

今、南川委員から提出の方法についてきちんと手渡しでやるべきだという意見が出されましたけれども、それについてはよろしいでしょうかね、その方向で。議長、その方向で大丈夫でしょうかね。

じゃ、提出方法についてはそのような方向でさせていただきます。

案のほうはこちらのほうでやります。それでよかったかな。

(「委員長」の声あり)

○濱口正久委員長 はい。

○尾崎 幹委員 三重県に出すのももちろんやけれども、三重県議会に対しても出したらどうですか。

○濱口正久委員長 どうでしょうか、皆さん。

○尾崎 幹委員 こういうもんをしっかりと出してきたという意見書やわな、これになっていくと思うんやけれども。やっぱりそれだけ議長に言われた内容を三重県議会のほうには出したらどうかなど。一応県を予定しとうわけですから、本当に市民はここまで考えとんやぞという、どう。

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 先ほど委員長から説明あったように、県議会も請願も離島架橋については採択しとるということで、必要やということは県議会の全議員が一致しとるところですもんで、鳥羽市議会からきちっと請願を知事宛てに担当部局に持っていくときには、ぜひ鳥羽伊勢の県議の人にも同席していただいて、同じ思いやぞということを伝えてやれば、それも県議会が一致したことでするので、一緒にしてほしいなと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 分かりました。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今言われたんが本当にするべきであって、その帰り、三重県議会で記者会見してくるのさ。ずっとやってもらえんだよね、何回も出した中で今回も三重県議会でもこの出した文書に対しては認識されとると。これをいつするか回答がほしいんです、そのために今日来たもんで、記者クラブに言うたったらすぐできますよって。そこまで追い込んでやんな町内連合会の人らの思いは伝わってきいひんような気がするよって。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

その辺を含めてしっかりと努めさせていただきます。これ県議会のほうは採択して、逆に請願こっちに下りてきているぐらいですので、そちらから……

(何事か発言する者あり)

○濱口正久委員長 それと、あともう一つのほう、今県のほうの意見書のほうを見ていただきましたけれども、国のほうにも意見書のほうを出すということで、今、衆議院議長宛てでこの意見書案が出ていますけれども、これについてはいかがでしょうか。

では、これも国のほうはこのままでよろしいでしょうかね。県ではなくて。それか、県は直したほうがいいのか、それとももうこのままで、県のほうは答志島は入れるということですが、この国のほうには離島架橋全体の中で出したらいいのかということですが、いかがでしょうか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 すみません。よく離島でいろんな離島振興法がある中なんですけれども、鳥羽市の離島4島の中で一部離島という国のほうですよ。うたわれていることが少し弊害になつるというのを伺ったことがあるんですけれども、その部分というのを少し精査していただいて、この7段目の、このように離島における地域格差の根源はということなんです、私たちはこういうふうにして話しているもので、地域の格差って分かるんですけれども、もう少しこうだからこうなんだというところの言葉の強さというのを考えていただけたらいいなという、今それを言えといたら浮かばないんですけれども、ちょっと考えていただいて、皆さんが議論していただいた中に言葉はあったと思うんですね。そこを命の格差とか、何か言われましたですよ。そういうところを考えてもらうのもあるのではないかなという意見です。

○濱口正久委員長 参考とさせていただきますと、離島振興法のところを書いてあるようなことになるのかなとは思いますが、先ほどおっしゃったような一部離島とかという言葉でいくと、それは補助率の関係上の話になってしまいますので、一部離島の補助率の話というよりも、おっしゃっていただいたような、もうちょっと強めの言葉があればという思いだと思いますので、若干それに近いことがあるかどうかを離島振興法の中から探させていただいて、適当な言葉があれば追記させていただきたいと思います。

○濱口正久委員長 木下委員。

○木下順一委員 送付先が衆参の議長以下、総理大臣とかほかの大臣7名のところへ行くようになっていますが、議員連盟があると思うんなら、離島担当の。これになってくると与党も野党もないと思うんやけれども、そういうところの何かは出さんでええんかいな。どんなんやろう。これでみんな分かってもらえるんかいなという疑問もあつたりもするんやけれども。

○濱口正久委員長 これはどうなんですかね。議長会とかそんなところじゃなくて議員連盟。

(「今回出すのが地方六団体に出すということになってくると思います」の声あり)

○濱口正久委員長 南川委員。

○南川則之委員 過去にもこういう出したことがあるということで、国にはこういう文言の中身は検討して出すということで、木下委員が言われたように三重県選出の代議士とか、そういったところにもきちっとこういう文言で出しましたよと。先ほど言われた離島のところにも宛にするのかどうかはまた検討していただいて、出してきたよというようなことも含めて通知をきちんとしたほうがいいと思います。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

きちんと情報共有をしてこいということだと思いますので、情報共有させていただきます。こちらの動きも理解していただくという、そんな感じでよろしいですか。

では、よろしいでしょうか。あとは、また意見書のほう、国のほうの意見書もきちんと検討すべきところは直ささせていただいて追記させていただくところは追記させていただくということで、また情報共有させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、意見書のほうはこれでよろしいでしょうか。

続いて、行政常任委員会の今後の活動方針について協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。まず初めに、事務局よりこれまでの行政常任委員会の活動について説明させていただきます。

事務局、岡村さん。

○岡村書記 それでは私より、これまでの行政常任委員会の活動についてご説明させていただきます。

ドライブへ共有しております委員会の今後の方針についてというフォルダ内の所管事務調査スケジュールに沿って説明を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、令和3年に総務民生常任委員会と文教産業常任委員会が一本化されて、この行政常任委員会となった経緯がございます。委員会機能の強化を目的に3班体制での所管事務調査を実施することとなりました。そもそも所管事務調査とは何かというところなんですけれども、こちら地方自治法第109条第2項の規定に基づきまして、常任委員会のほうには付託案件の審査権に加えて所管事務の調査権のほうが認められております。こちらに基づいて市の一般事務について調査を行うことを所管事務調査という位置づけで今まで調査のほう実施しております。

所管事務調査のスケジュールですが、こちらは先ほど説明したスケジュールに基づいて説明させていただきますけれども、まず初年度の6月にテーマと班分けのほうを決定し、翌年3月まで各班で調査、視察を行っていただきます。3月の行政常任委員会では、各班の調査状況の確認を行い、その後は引き続き各班で調査を行っていただきます。2年度目となる6月に再度各班の調査状況の確認を行いますが、例年この段階でほとんどの班が調査を完了しております。このことから、7月、8月には調査報告書をまとめる作業と提言のほうを作成していただきまして、9月に各班の調査内容、提言内容について委員全員で確認を行い、市長に対し所管事務調査結果報告に基づく提言書の提出を行うといった流れとなっております。

これまで令和3年、令和4年、令和5年、令和6年に所管事務調査のほうを実施しておりますが、その際のテーマや調査内容、提言内容につきましてはドライブへ資料を格納しておりますので、そちらを参考にいただければと思います。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

○濱口正久委員長 事務局より説明のありましたとおり、令和3年より行政常任委員会におきまして班体制での所管事務調査を実施してまいりました。このことから、今年度も班体制での所管事務調査を実施するかどうかについて委員の皆様より意見を伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

世古雅人委員。

○世古雅人委員 個々の議員の提案というのはそれぞれ声を届けるというのであると思うんですけれども、私一

番肝腎といえますか、執行部に有効な意見が言えるのが行政常任委員会のテーマに沿ったものであると思いますので、これは引き続いて取り組むべきであり、それでもっともっと勉強といえますか、みんなが切磋琢磨しながら取り組むべきやと思いますので、ぜひやってもらったらいいいと思います。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

ほかに。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 雅人委員も言われましたけれども、これまで2回やりまして、この提言書をまとめてそれに対して執行部も報告もいただいて回答もいただいて、様々な課題に対して十分とまではいかないところもありますけれども、それなりの回答をきちっといただいて予算にもつけていただいたりというふうなことがありますので、これは有効な議会から執行部に対しての市当局に対しての提言というふうなことから言えば、効果から言えば十分な役割を私は果たしてきていると思いますので、今後も引き続いてぜひ、どういうテーマになるかというのはまた今後の議論ですけれども、続けていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やることを悪いとかいいとかでなく、提言した限り、その求めたもんをフィードバックしてこうしますよじゃなしに、何月何日までにこれがこうなってああなってという具体性が一切ないんですよ。ただ、このままいくと議会は言いつ放しにならへんのかと。そこを危惧するべきじゃないかな。提言するんはいんですよ。一般質問と一緒になつたんではいかんかなと。それで令和4年9月にも提言していますよね、委員長として。その内容自体読ませてもうとつても強く連携とか、もうちょっと具体性に計画を立てるならば何年から何年までにこれをしてああしてという、具体性の答えを求めるべきじゃないかなと思っけていまして、それにはしっかりとお金が必要になってきます。そのお金まで議会が責任持って道を開くとか、そういう作業までやるべきじゃないかな。政策提言するわけですから、政策にはお金が要る。そのお金を当てにしていない執行部がいきなり議会から提言された。それで何かやらないかんことをおろそかにして議会のほうへ向いた場合ということにならんようにしていくためには、先立つもんがないとちょっと難しいんかな。提言するだけが議会の仕事かな。そういうところら辺に不安がありまして、昔はちゃんとお金まで取りに行つたもんで、言うた限りは金取りに行くぞと。そういう形を僕は求めるべきじゃないかなと思っけています。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

世古雅人委員。

○世古雅人委員 私が感じるといいますか、意見ですけれども、提言が提案する中である程度具体的というか、やっぱりこうあるべきやなというのはそれなりの具体性があれば取り組んでもらえるのかな。私が出したこの前回のこの行政常任委員会の中での、3班が具体的に出しました。保育所のとかそういったものは具体的に出したので、それなりに返ってくるのかな。それと私もまだ職員やつたんですけども退職して知らなかった

ですけれども、議長が言われた私が一般質問した中の公共施設の利用を議会からの提案をしてあったということを知り、それやったら何で執行部はもっと真摯になった対応がされていないのかなと。それが尾崎議員が言われたそこやと思うんですよ。ですので、それなりのこちらが重要やと思って取り組みますので、具体性も決してこれというのは完璧な具体性じゃなくても、方向性とか検討をしてもらえることをきちっと示すことがやはり執行部側が対応しやすいというか、こちらも求めていくところかなと思いますので、その辺も含めて我々がもっとしっかりと提案を出していくべきかなと。尾崎委員言われたように、その成果を得なくてはそんな意味がないかなと思いますので。

○濱口正久委員長 議長。

○河村 孝議長 4年と6年見てもらって提言書を出してもらっていますけれども、この7年の提言書を見てもらって分かるように、文書で出したものは文書で回答をもらうように変えさせてもらいました。尾崎議員指摘のように、今まで所管事務調査をやって政策提言しても、執行部からの返りが弱かったんです。多少は返事してくれていたんですけども、弱かったというところで、この前の瀬崎委員長まとめてくれて、これ出してもらっていますが、この前の1年は尾崎委員長が委員長やったときです、これ。所管事務調査を仕上げた尾崎委員長から瀬崎委員長に代わってまとめてもらって政策提言して文書で回答してくださいよというところで文書もらいました。南川予算委員長のときも、今までそういった政策提言したけれども文書での回答を求めてなかったものを、これを全部文書で回答を求めるようにしました。こうやって立てつけも変えさせてもらっていますんで、その辺の経緯も踏まえて、また次にどうするべきかという議論をしていただきたいと思います。

その回答にあるように執行部が動いていないということであれば、これはまた議会からさらに申入れをするということが筋ではないのかなと思うんで、一旦政策提言したものを向こうへ投げて回答をもらってらっしゃるわけですから、議会はそれをしっかり見守って執行部の予算編成なりをチェックをしていくということが引き続き大事じゃないのかなというふうに思います。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今議長が言われたように、令和7年返答来ています。検討、要望という答えですよ、見とる限り、最後にその答えで。前回、各委員会なんかで僕は生成AIのほう入っていましたんやけれども、ただ生成AIも先進事例ばかり見て、それをまとめて提言しました。その提言、先進事例のところ行くと何が一番必要かって人が必要なんです。人とお金がなかったら進んでいかへんような内容を提言してしまっとうわけですね。だけれども、それしかできない。それで受ける側は努力しますとか検討しますとか、そういう答えしか出せません。いや、そんなことしませんよとは言えへんわけやもんで、その答えを一步進むためにも、そんなんやったらその前に人が増えて特別チームができてお金もあるもんで何年何月まで実行しますという答えが出せるんですね。生成AIに関してはどこへ行っても専門チームつくったもんね。うちはまだそれすらもできないという現状の中で、一人、二人がやりましようと言うところで市長の、変わりましたからどうなるかわかりませんが、そういう流れまでをしっかりと議会のほうで含めて下さいよという話に持っていかないかなのじゃないかな。言いました、やりました言うだけでは何か議会じゃないんではないかなというように僕は思っています。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

議長。

○河村 孝議長 地方自治法の問題だと思いますね。議会には予算執行権がないわけですよ。その中で、これをやりなさい、やってほしい、やったほうが絶対鳥羽のためやという提言までできても、それ以上の表現が議会から果たしてできるのかなど。絶対やらなければならないということは議会からは言えないわけで、執行権のこれは侵害に当たることなんで、議会としても法律上縛りがかかるとるわけですから、執行権はどこまで行っても市長にあるわけなんで、だからこういう方法でやったほうが先進地事例もあるし、こういったほうが将来の鳥羽のためによくないでしょうかという投げかけはできるとは思いますが、それを採用する、採用しないはこれは執行部、市長の権限なわけで、これは行き過ぎると議会が越権行為。尾崎議員おっしゃるように一生懸命議会が執行部に対して物申すというのは必要ではあるけれども、ルールで縛られとる以上、ルールを守るのも議会の責任であると思はすけれどもね。

○濱口正久委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 もちろんそうなんです。ただ、執行部の中でもしたくてもできない事情というのを加味しながらいくと、人とお金がないという結果になってくるんですよ。それを昔はそれやったら絵はアバウトでええよって書け、金は俺らが取ってくるという作業は大分させてもうてきたもんで、それで多い年なんて東京に20回行った覚えもあります、僕。そういう流れでしっかりと交渉しに行って、後々執行部、市長がそれならいけるでしょうと言わすような段階まで持っかへんかなという、要望になってくるんやけど、僕の。ちょっと何かトーンダウンしてきたかな、鳥羽市議会も改革といいながら、やっていないことをやるんが改革と思っような流れが何か出てきとうように思ったもんで、そこら辺はもう一歩前へ進まへんかなと。

○濱口正久委員長 議長。

○河村 孝議長 尾崎議員のおっしゃるとおりやと思はす。そこまで熱い思いを持って議員自ら国へ出向く。いいと思はす。ただ、それをルールにのっとしてやっていかないかんわけですから、まず市が事業化をしてそれを審査するというのが議会の基本の姿勢であります。ただ、そういった思いというのは大事なんで、次の所管事務調査、また3班に分かれてやるのかも分かりませんが、そういった観点も含めて自分たち尾崎議員おっしゃるように人と予算がなきゃ何もできやん。じゃ、その人と予算を確保するためには鳥羽市はどういうふうにしたらええんやというところをぜひ所管事務調査にも加えていただいて、どっかの班で自主財源の確保について調査研究していただいたところもあつたと思はす。政策提言の中でしてもらって、ふるさと納税の部分も遊休未利用地の使い方も提言してもらつた班があつたと思はす、そういったところも含めて次回の所管事務調査をどういうテーマにするかというのは本当に皆さんにご議論いただきたいなというふうに思はす。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。議員それぞれ、皆さんの思いがあるかと思はす。

南川委員。

○南川則之委員 尾崎議員と私、所管事務調査一緒やって、それで生成AIのところとかいろいろDXのところもいろいろ議論させてもらって、結構濃い議論させてもらって提言のほうさせてもらいました。それで回答もいただいて、今DX係が4月以降きちっと、今までは本当に交代、交代で職員が少ない中で、鳥羽市は物すご

く遅れとるやないかということも一生懸命3人で意見をしたところ、ようやく踏み込んでそういうふうになってきたところがあって、これはすばらしい提言になって回答になつとと思います。それが一つと、それから世古雅人議員が言われたように、その中でも子育ての部分とか、そういうところはしっかり提言している中でまだまだ弱いところがありますので、そういうところは新しい市長にもなったということで、さらにルールにのっとってしっかりやれよというところの提言をしていくとか、そういうことが必要だということで、この提言をして7年の1月に回答をもらったというスタンスというのは、本当に生きてくるかなと思いますので、今後もこういう形でやっていけばいいかなと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

これ今皆さん言っていて、今まで2回所管事務調査をしていただきました。それで2回目のときにはしっかりと3班のときに対して回答をいただきました。離島架橋の実現、今回のように要望を実施していきますというところで、さらにこういうことにつながっているかと思うんですけども、DXに関してはその前のときから不十分なところをさらに踏み込んでいただいて、尾崎委員とか南川委員とかで。これ、こういうふうにならぬD X推進係ができるようになりました。子育てに関しても、このときからも提言書の中で統廃合について適正配備のところもこういうふうに提言してきた中で、ああいうご議論があつて今回のことになつたと思うんです。こういうふうな、徐々にそういうふうなことを検討し始めてきて、執行部もそれに対して動きが見られるようになったのは確かです。

議員ではなくて、議会としてどういうふうになっていくかということも含めて、今後さらに尾崎委員の言ったことも含めると、財源の確保をどういう財源が活用できるのかということもこの調査の中に含めていただいて、提言のときにはしっかりとさせていただければなというふうに思いますので、これ議会としての議決権及びこの持っている調査権をきちんと発動するというところで、皆さん意見いただいて、おおむねその方向で行けるんじゃないかなという方向ですので、今年度も引き続き所管事務調査をさせていただくという方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

それでは、今回調査したいテーマをアンケートさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。6月いっぱいをめどにでよろしいですかね。6月中に調査したいテーマを皆さん決めていただいて、それを7月上旬ぐらいに委員会をまた再度開かせていただいて、それを基にどういうふうに班分けをしていくかとか、どういうふうにまとめていくかということをご皆さんで決めていただいて、それから7月以降で各班で調査。来年度の9月の提言に向けてしっかりと調査していただければと思いますので、その段取りでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○濱口正久委員長 それではそのようにさせていただきます。

(「調査の予算はもう決まっているの、3班の。去年と一緒にか。それ聞きたい」の声あり)

○濱口正久委員長 事務局。

○岡村書記 所管事務調査の予算というよりは、委員会としての視察の予算というものがございまして、それはもちろん全員分ついておりますので、今回の所管事務調査でも視察へ行く際にはそちらの予算を使っていたいただければと思います。

以上です。

○濱口正久委員長 ありがとうございます。

テーマ決めていただいて、そのテーマに沿ってどういう調査が必要なのかということとその班で決めていただいてしっかりと視察していただければと思います。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましてはご一任を願います。

これをもちまして行政常任委員会を散会いたします。

長時間ありがとうございました。

(午後 1時55分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年6月16日

行政常任委員長      濱   口   正   久